

ご注意

4321

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
転勤・再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受けてください。
新勤務先では中段の「特別徴収継続の場合」は、前勤務先で本人から番号の提供を受けてください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。
出国予定の方の未徴収税額は、一括徴収していただくようお願いいたします。事情により普通徴収に切り替える場合は、納税管理人を定め
「市民税・県民税・森林環境税納税管理申告書（承認申請書）」を提出するよう対象者にご指導ください。
転勤先の事業所が税額通知書（納税義務者用）の受け取りを電子データで希望している場合は、こちらで登録・修正させていただきます。

給与所得者

1. 特別徴収継続の場合

2. 一括徴収の場合

3. 普通徴収の場合

※市町村
処理欄

1. 現年度
特徴継続／普徴
別事業所／処理済
課税権無／資料無

2. 新年度
別事業所
処理済
コピー済

3. 両年度

所在地

フリガナ

氏名又は名称

個人番号
又は法人番号

特別徴収義務者
指定番号

宛名番号

担連
当絡
者先

所属
氏名
電話

異動
年月日

異動の事由

異動後の未徴収
税額の徴収方法

年 月 日提出

(宛 先) 高 崎 市 長

フリガナ

氏 名

生年月日

年 月 日

個人番号

受給者番号

1月1日
現在の住所

異動後の
住 所

(ア)
特別徴収税額
(年税額)

(イ)
徴収済額

(ウ)
未徴収税額
(ア) - (イ)

異 動 日

異 動 の 事 由

異 動 後 の 未 徴 収
税 額 の 徴 収 方 法

1. 退 転 職 ・ 長 職
2. 死 亡
3. 休 職
4. 死
5. 支 払 少 額 ・ 不 定 期
6. 合 併 ・ 解 散
7. そ の 他
事由・理由

1. 特別徴収継続
2. 一 括 徴 収
3. 普 通 徴 収
(本 人 納 付)

新しい勤務先では、月割額 円を
月分（翌月10日納入期限分）から
徴収し、納入します。

受給者番号

納入書の要否
(新規の場合のみ記載)

1. 必要 2. 不要

新しい勤務先

特別徴収義務者
指 定 番 号

所 在 地

フリガナ

氏名又は名称

法人番号

担当者連絡先

所 属

氏 名

電 話

内線 ()

理由

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日

徴収予定額
(上記(ウ)と同額)

月 日

円

左記の一括徴収した税額は、
月分 (月 日納入期限分) で
納入します。

理由

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため

3. 死亡による退職であるため

※市町村
記入欄

※不足する場合は、複写（コピー）してご使用ください。